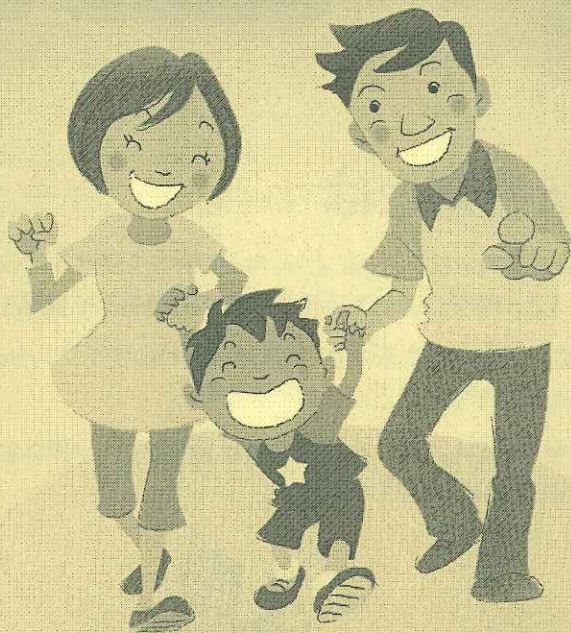


里親になりませんか

～あなたを必要としている子どもがいます～



親のいない子どもや、親がいても、いろいろな事情で
一緒に暮らしていくことのできない子どもがいます。

里親は、本来の家庭に代わって、こうした子どもたちが明るく健やかに成長できるよう
自分の家庭に迎え入れ、家庭的な雰囲気の中で、
温かい愛情と正しい理解をもって育ててくださる方のことです。

里親についての御相談は

京都府家庭支援総合センター

〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185-1
TEL 075-531-9606

京都府南部家庭支援センター（宇治児童相談所）

〒611-0033 宇治市大久保町井ノ尻13-1
TEL 0774-44-3340

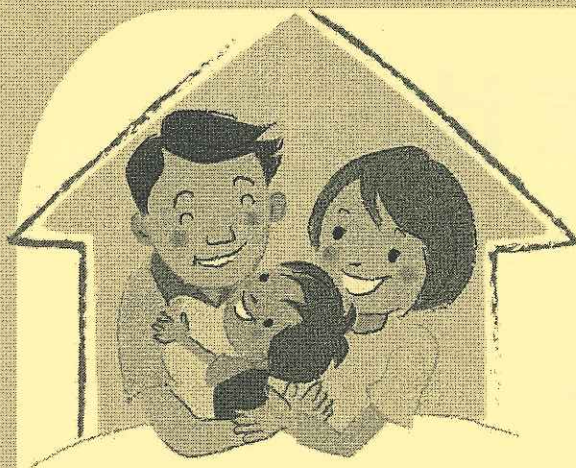
（宇治児童相談所 京田辺支所）

〒610-0332 京田辺市興戸小モ詰18-1
TEL 0774-68-5520

京都府北部家庭支援センター（福知山児童相談所）

〒620-0881 福知山市字掘小字内田1939-1
TEL 0773-22-3623

 京 都 府



里親には次の種類があります

養育里親

専門里親

養子縁組里親

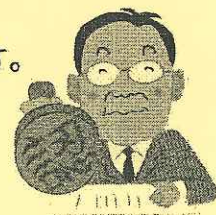
親族里親

里親に期待される役割とは

- 特定の大人との愛着関係のもとで養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができます。
- 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフスタイルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できます。
- 家庭生活の中で人との適切な関係を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができます。

里親になるまで

- 1 まず、家庭支援(総合)センター(児童相談所)に相談してください。
- 2 家庭訪問など調査を行います。
- 3 里親に関する研修を受けます。
- 4 社会福祉審議会で審議を行います。
- 5 知事が里親認定し、里親名簿に登録されます。



委託されたときの費用について

里親が子どもの委託を受けると、その子どもに必要な生活費や教育費、里親手当が支給されます。(支給額については、子どもの年齢や里親の種類によって異なります。)

なお、子どもの医療費については、公費負担があります。

また、万が一子どもが第三者に対して損害を与えた場合には、里親損害賠償責任保険による補償が受けられます。(詳しくは、各家庭支援(総合)センターへ)

里親に
支給される
手当等

【里親手当】 養育里親及び専門里親が対象

【一般生活費】 子どもの食費、被服費等

【その他】 幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職・進学等支度費、医療費等